損保ジャパン
SOMPO Innovation for Wellbeing

2024年2月改定

医療機関に関する
各種保険のご案内

医師賠償責任保険

医師特約の追加オプション
■医療付随業務担保追加条項

医療施設特約の追加オプション
■借家人賠償保険追加条項
■傷害見舞費用追加条項
■傷害担保追加条項
■情報メディア担保追加条項

併売商品
■看護職賠償責任保険（包括契約）
■医療従事者賠償責任保険（包括契約）
■医療機関受託者賠償責任保険
■医療廃棄物排出者責任保険
■雇用慣行賠償責任保険

SOMPO 損保ジャパン

医師賠償責任保険の概要

医師賠償責任保険は医師特約条項と医療施設特約条項をセットした、医師・歯科医師の皆さまのための保険です。

◈ 医師特約条項の概要

被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、患者に身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生した場合において、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

◈ 医療施設特約条項の概要

保険期間中に医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体の障害や財物の損壊が発生したこと、または業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。
※賠償責任保険(法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項)では法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払いの対象となりません。

● この保険にご加入いただく方は・・・

以下のいずれかの方となります。

1. 医療施設の開設者の方

一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院の開設者の方（医療事故が発生した場合に、被害を受けられた患者に対して法律上の賠償責任を負担する方、賠償義務を履行すべき責任者の方となります。）

なお、医療施設の開設の届出を行っている施設単位でのご加入となります。

ただし、介護医療院については、転換元となる医療施設と同一敷地内に開設された場合にかぎり、その医療施設とセットでの加入となります。

2. 勤務医師の方

一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院に勤務する医師・歯科医師の方

※勤務医師の方がご加入の場合は医療施設特約は対象とはなりません。

● 被保険者（保険の補償を受けられる方）は・・・

1. 医療施設の開設者の方がご加入の場合

＜医師特約条項＞

開設者の方のみとなります。開設者以外の医師や看護師の方は被保険者となりません。

※ただし、開設者の業務の補助者である医師（管理者、勤務医師等）、看護師、薬剤師、診療放射線技師、その他使用人が起こした医療事故によって開設者が負担する法律上の賠償責任については補償対象となります。

＜医療施設特約条項＞

記名被保険者（保険証券に被保険者として記載される方）である開設者の方のほか、記名被保険者の使用人その他記名被保険者の業務の補助者の方も被保険者となります。

2. 勤務医師の方がご加入の場合

一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院に勤務する医師・歯科医師の方となります。

● お支払いする保険金

1. 医師特約条項

①法律上の損害賠償金（治療費、休業損害、慰謝料など）

②争訟費用等（損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など）

2. 医療施設特約条項

①法律上の損害賠償金

・身体賠償事故の場合・・治療費、休業損失、慰謝料など

・財物賠償事故の場合・・修理費、再調達費など（※）

※修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

・人格権侵害事故の場合・・慰謝料など

②争訟費用等（損保ジャパンに事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など）

保険金をお支払いする主な事故例

医師特約

手術にミスがあり、患者に身体障害が発生したことにより損害賠償請求を受けた。

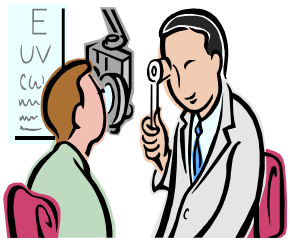

医師特約

診断を誤ったために、患者の病状が悪化したことにより損害賠償請求を受けた。

医療施設特約

診療所の床が滑りやすくなっていたために、来訪者が転倒し、ケガをした。

医療施設特約

院内で提供した食事が原因で食中毒が発生した。

保険金をお支払いできない主な場合（免責事由）

1. 賠償責任保険共通の免責事由

①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任（※）
②戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた賠償責任
③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任
④記名被保険者の使用人が業務に従事中に被った身体障害によって生じた賠償責任
⑤被保険者と世帯を同じくする親族の方に対する賠償責任（※）
（※）損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。　など

2. 医師特約に関する免責事由

①医療施設（設備を含みます。）、航空機、車両、自動車（原動機付自転車を含みます。）、船もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
②美容を唯一の目的とする医療によって生じた賠償責任
③医療の結果を保証することによって加重された責任　など

3. 医療施設特約に関する免責事由

＜医療施設業務担保条項＞

①被保険者が行った医療によるその医療の対象者の身体の障害に起因する賠償責任
②看護業務などの専門職業業務の遂行による賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは記名被保険者以外の被保険者が被る損害にかぎります。
③医療施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
④航空機、自動車（原動機付自転車も含みます。）または医療施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有・使用または管理に起因する賠償責任
⑤核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する賠償責任（放射線照射は、医療放射線を除きます。）

＜人格権侵害担保条項＞

①被保険者が行った医療に起因する賠償責任
②被保険者による採用、雇用または解雇に起因して被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
③被保険者もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任　など

保険期間

1年間となります。
※医師特約については、医療事故に起因して、この保険期間内に損害賠償請求を提起された場合に補償の対象となります（損害賠償請求ベース）。一方、医療施設特約については、保険期間内に事故が発生した場合に補償の対象となります（事故発生ベース）。争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因・事由を知った場合において、保険金をお支払いします。
ただし、初年度契約締結前（その保険契約を最初にご契約になったときより前）に知っていた身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いすることができません。

保険適用地域

この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
医師特約および医療施設特約については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎります。

勤務医師・看護師等に対する求償について

この保険において損保ジャパンは、医療施設の開設者の方がご加入になっている保険契約に基づいて保険金をお支払いする場合、勤務医師や看護師等の医療従事者の方が賠償責任保険に加入しているときにかぎり、責任割合相当分について、その医療従事者の方に対する求償権を行使する場合があります。

勤務医師包括担保追加条項（医師特約条項オプション）のご案内

ご加入医療施設の業務における勤務医師の方個人の賠償責任を、無記名で包括的にカバーする追加条項です。

この追加条項を医療施設がご加入の医師特約と合わせてご加入になることにより、医療施設の開設者の使用人、その他開設者の業務の補助者である医師の方個人を被保険者とすることができます。

※この追加条項に加入している場合には、勤務医師が個人的に勤務医師賠償責任保険に加入の場合であってもこの追加条項を優先して適用し、損保ジャパンは勤務医師賠償責任保険への求償権を行使しません。

※この追加条項は保険証券記載の医療施設の使用人以外の方が、その医療施設で行った医療行為についても包括的に補償の対象としているため、被保険者のお名前の確認できる名簿（医師名簿）をご加入医療施設において常時備えつけられておくことが必要となります。

※加入型（保険金額）はこの追加条項がセットされる主契約の医師特約の保険金額を上回らないものとします。

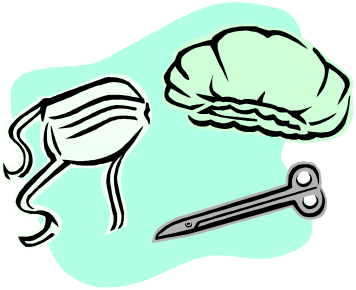

損害賠償請求期間延長担保追加条項のご案内

保険を継続しない場合や、廃業により保険契約を解約する場合には、損害賠償請求期間延長担保追加条項をセットすることをお勧めします。この追加条項をセットいただくことにより、保険期間終了前に行った医療行為に起因して、保険期間終了後に損害賠償請求を受けた場合について、保険期間終了後5年もしくは10年にかぎり補償の対象とすることができます。（被保険者が死亡された場合、相続人からその旨をご通知いただくことにより相続人を被保険者としてみなすことができます。ただし、死亡被保険者に関わる損害賠償請求を受けた場合にかぎります。）解約の場合は解約のお手続き時に、ご契約を継続されない場合は満期時に合わせてご加入になれます。ご加入にあたっては所定のお申込手続きのほか、追加保険料が必要となります。詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ポイント●

医師特約は、保険期間中に医師等の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いする保険です。したがって保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合などに、廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、補償の対象とすることができません。

（保険期間中に事故の発生を認識し、損保ジャパンに書面にてご通知いただいている場合にはそのかぎりではありません。下記「解約時のご注意点」をご参照ください。）

医療過誤による事故の場合、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまでの間に相当の時間を要する場合が多く、保険期間終了前に行った医療行為に起因する賠償請求が保険期間終了後になされる可能性は否定できません。

保険契約を継続されない場合や、廃業により保険契約を解約される場合には、保険期間終了後の賠償請求に備え、ご加入をご検討ください。

解約時のご注意点

損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間はその原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。（ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等がある場合を除きます。）

優良割引・損害率対応割増制度について

この保険では、病院、介護老人保健施設、介護医療院の開設者の方がご加入になるご契約の場合、過去の事故実績に応じて割増引が適用されることがあります。

◆優良割引制度

＜適用の対象となる条件と割引率＞

以下のすべてを満たすご契約に対して**20%**の割引を適用します。（注）

①病院、介護老人保健施設または介護医療院のご契約であること。

②ご契約病床数が100床以上であること。

（介護老人保健施設の場合、定員数が100名以上であること、また、介護医療院で転換元となる医療施設と同一敷地内に開設された場合 、その医療施設の病床数と介護医療院の定員数の合計が100以上であることをいいます。）

③集計の対象となる過去5年間の成績計算期間中の支払保険金がないこと。

（注）・成績計算期間につきましては、下記「損害率の算出」をご参照ください。

・病床数は、成績計算期間の末日における対象の医療施設の全契約病床数とします。

・病床数100床未満の病院は対象となりません。

・成績計算期間中にご契約の実績があること、割引適用時点でご契約後1年以上経過していることが適用の条件となります。

・優良割引の適用可否については毎年契約更改時に見直しを行います。

・保険金のお支払いがある場合は、優良割引の対象外となりますのでご注意ください。

◆損害率対応割増（デメリット割増）制度

＜適用の対象となる条件＞

以下のすべてを満たすご契約に対して適用します。（注）

①病院、介護老人保健施設または介護医療院のご契約であること。

②ご契約病床数が100床以上であること。

（介護老人保健施設の場合、定員数が100名以上であること、また、介護医療院で転換元となる医療施設と同一敷地内に開設された場合 、その医療施設の病床数と介護医療院の定員数の合計が100以上であることをいいます。）

③集計の対象となる過去5年間の成績計算期間中の損害率が100%以上であること。

（注）・成績計算期間および損害率につきましては、下記「損害率の算出」をご参照ください。

・病床数は、成績計算期間の末日における対象の医療施設の全契約病床数とします。

・病床数100床未満の病院は原則として対象となりません。ただし、損害率や事故発生の頻度によっては対象となるケースもありますのでご注意ください。

・割増率については毎年契約更改時に見直しを行います。

個々のご契約に対して適用される実際の割増引率については取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

◆損害率の算出

＜成績計算期間＞

損害率（過去の事故実績）の計算を行う集計期間をいい、期間は5年間となります。

※成績計算期間（5年間）の起算日はご契約の保険始期日により異なります。

＜損害率の算出式＞

成績計算期間の累計お支払金額　÷　成績計算期間の累計保険料

※対象病院の医師特約（勤務医師包括担保追加条項を含みます。）・医療施設特約（セットする追加条項を除きます。）につき、お支払金額および保険料をそれぞれ合算して計算します。保険料について成績計算期間中に割増引が適用されている場合は、割増引前の保険料を適用します。

※2018年10月1日以降にお支払いした医療施設特約の保険金、2018年10月1日以降に保険始期日または変更日が属する保険契約における医療施設特約の保険料は損害率の算出式に算入しません。（下図（※）の部分）

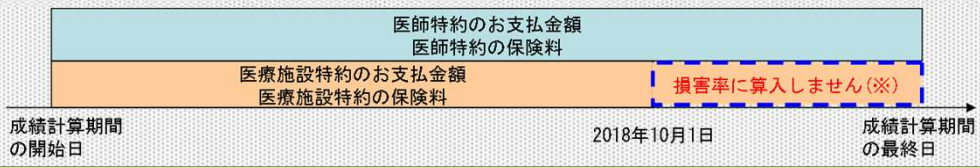

割増引適用に関する詳細については取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

刑事弁護士費用担保追加条項（医師特約条項用・勤務医師包括担保追加条項用）

「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者（補償の対象となる方）である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします（起訴後の費用を含みます）。

	想定されるご負担（損害）	該当保険商品
民事	損害賠償金、弁護士費用・訴訟費用等	医師賠償責任保険（医師特約・医療施設特約）
刑事	弁護士費用・訴訟費用	刑事弁護士費用担保追加条項

◆刑事弁護士費用担保追加条項の概要

保険金額	保険期間（1年）を通じて500万円となります。 ※ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。
保険金をお支払いする場合	被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ※次の費用はお支払いの対象外になります。 ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用　など
保険期間と保険金をお支払いする場合の関係	この追加条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時（注）までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金をお支払いします。 （注）刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。 ①刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時（注1） ②裁判所が略式命令を発した時（注2） ③第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時（注3） （注1）ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。 （注2）ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。 （注3）ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。

◆刑事弁護士費用担保追加条項の概要の続き

保険金をお支払いできない主な場合	1. 次の事由に起因する損害 ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象 2. 次に掲げる刑事事件に起因する損害 ①保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 ②被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件 ③被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ④被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件 ⑤美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 ⑥所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件 ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。 など
ご加入方法 割増保険料なしで自動セットされます	**個人契約としてご加入の場合 （被保険者＝個人）** 医師賠償責任保険（医師特約条項）にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。 ※一人医師医療法人の開設者は個人とみなします。 **病院契約としてご加入の場合 （被保険者＝法人）** 勤務医師包括担保追加条項（医師特約条項用）にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。 ※勤務医師包括担保追加条項（医師特約条項用）をセットされる場合は、勤務医師の方にもこのパンフレットに記載された内容をお伝えください。 ※勤務医師包括担保追加条項（医師特約条項用）に未加入で、新たにセットをご希望される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

用語のご説明

業務上過失致死傷罪	刑法第211条第1項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致傷罪をいいます。
送検	刑事訴訟法第203条第1項または同第246条に定める検察官に対する事件送検をいいます。
刑事事件	被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。
弁護士費用	被保険者が損保ジャパンの同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。
訴訟費用	刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。

保険料 （診療所･病院･勤務医師の場合）

ご加入タイプ表

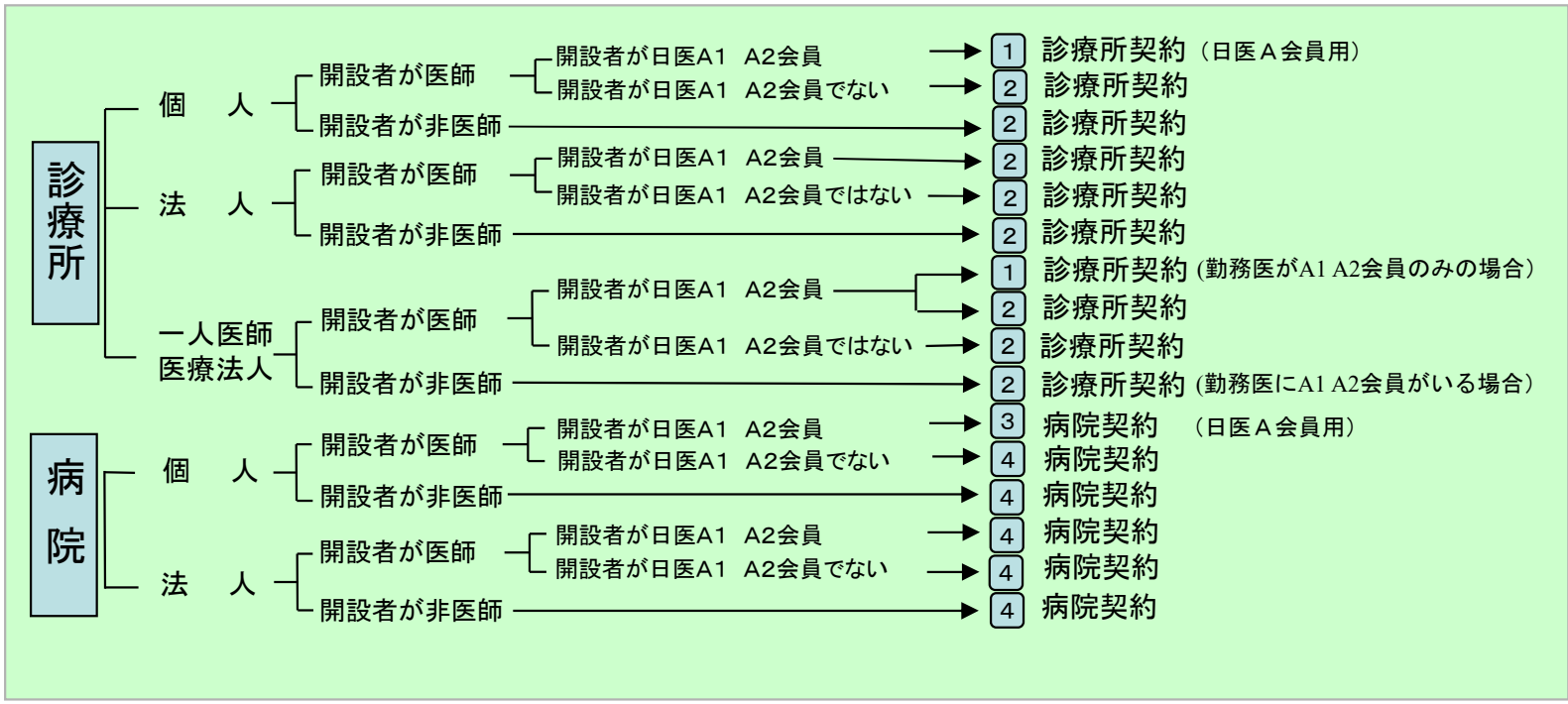

保険料表（診療所契約）

1 診療所契約（日医Ａ会員用）

保険期間1年･一括払

保険金額の型		保険金額							保険料	
		医療上の事故		建物・設備の使用管理上の事故			人格権侵害事故			
		対人		対人		対物			１診療所 １年間につき	１診療所 １年間につき
医師特約	医療施設特約	１事故	期間中	１名	１事故	１事故	1名	１事故 期間中	一般医院・ 診療所 （無床）	一般医院・ 診療所 （有床）
１型	10型	100万円	300万円	1,000万円	2,000万円	100万円	1,000万円	1億円	8,010円	8,010円
	30型	100万円	300万円	3,000万円	6,000万円	300万円			8,210円	8,210円
	50型	100万円	300万円	5,000万円	10,000万円	500万円			8,370円	8,370円
	70型	100万円	300万円	7,000万円	14,000万円	700万円			8,490円	8,490円
	100型	100万円	300万円	10,000万円	20,000万円	1,000万円			8,620円	8,620円
	100A型	100万円	300万円	10,000万円	50,000万円	1,000万円			8,850円	8,850円
	100B型	100万円	300万円	10,000万円	100,000万円	2,000万円			9,180円	9,180円
	150型	100万円	300万円	15,000万円	30,000万円	1,500万円			8,800円	8,800円
	150A型	100万円	300万円	15,000万円	75,000万円	1,500万円			9,030円	9,030円
	150B型	100万円	300万円	15,000万円	150,000万円	3,000万円			9,350円	9,350円
	200型	100万円	300万円	20,000万円	40,000万円	2,000万円			8,970円	8,970円
	200A型	100万円	300万円	20,000万円	100,000万円	2,000万円			9,200円	9,200円
	200B型	100万円	300万円	20,000万円	200,000万円	4,000万円			9,520円	9,520円
	300型	100万円	300万円	30,000万円	60,000万円	3,000万円			9,320円	9,320円
	300A型	100万円	300万円	30,000万円	150,000万円	3,000万円			9,550円	9,550円
	300B型	100万円	300万円	30,000万円	300,000万円	6,000万円			9,870円	9,870円

2 診療所契約

保険期間1年・一括払

保険金額の型		保険金額							保険料		
		医療上の事故		建物・設備の使用管理上の事故			人格権侵害事故				
		対人		対人		対物			1診療所 1年間につき	1診療所 1年間につき	1診療所 1年間につき
医師特約	医療施設特約	1事故	期間中	1名	1事故	1事故	1名	1事故 期間中	一般医院・診療所（無床）	一般医院・診療所（有床）	歯科医院・診療所
10型	10型	1,000万円	3,000万円	1,000万円	2,000万円	100万円	1,000万円	1億円	37,720円	43,450円	4,790円
30型	30型	3,000万円	9,000万円	3,000万円	6,000万円	300万円			68,160円	78,530円	5,620円
50型	50型	5,000万円	15,000万円	5,000万円	10,000万円	500万円			83,360円	96,050円	6,280円
70型	70型	7,000万円	21,000万円	7,000万円	14,000万円	700万円			90,800円	104,610円	6,910円
100型	100型	10,000万円	30,000万円	10,000万円	20,000万円	1,000万円			100,220円	115,460円	7,820円
100型	100A型	10,000万円	30,000万円	10,000万円	50,000万円	1,000万円			100,450円	115,690円	7,930円
100型	100B型	10,000万円	30,000万円	10,000万円	100,000万円	2,000万円			100,780円	116,020円	8,090円
150型	150型	15,000万円	45,000万円	15,000万円	30,000万円	1,500万円			117,020円	134,810円	9,310円
150型	150A型	15,000万円	45,000万円	15,000万円	75,000万円	1,500万円			117,250円	135,040円	9,410円
150型	150B型	15,000万円	45,000万円	15,000万円	150,000万円	3,000万円			117,570円	135,360円	9,580円
200型	200型	20,000万円	60,000万円	20,000万円	40,000万円	2,000万円			133,800円	154,150円	10,800円
200型	200A型	20,000万円	60,000万円	20,000万円	100,000万円	2,000万円			134,030円	154,380円	10,900円
200型	200B型	20,000万円	60,000万円	20,000万円	200,000万円	4,000万円			134,350円	154,700円	11,070円
300型	300型	30,000万円	90,000万円	30,000万円	60,000万円	3,000万円			167,380円	192,830円	13,770円
300型	300A型	30,000万円	90,000万円	30,000万円	150,000万円	3,000万円			167,610円	193,060円	13,870円
300型	300B型	30,000万円	90,000万円	30,000万円	300,000万円	6,000万円			167,930円	193,380円	14,080円

保険料表（病院契約）

3 病院契約（日医Ａ会員用）

保険期間1年・一括払

保険金額の型		保険金額						
		医療上の事故		建物・設備の使用管理上の事故			人格権侵害事故	
		対人		対人		対物		
医師特約	医療施設特約	1事故	期間中	1名	1事故	1事故	1名	1事故 期間中
1型	10型	100万	300万	1,000万円	6,000万円	100万円	1,000万円	1億円
	30型	100万	300万	3,000万円	18,000万円	300万円		
	50型	100万	300万	5,000万円	30,000万円	500万円		
	70型	100万	300万	7,000万円	42,000万円	700万円		
	100型	100万	300万	10,000万円	60,000万円	1,000万円		
	100A型	100万	300万	10,000万円	100,000万円	1,000万円		
	100B型	100万	300万	10,000万円	200,000万円	2,000万円		
	150型	100万	300万	15,000万円	90,000万円	1,500万円		
	150A型	100万	300万	15,000万円	150,000万円	1,500万円		
	150B型	100万	300万	15,000万円	300,000万円	3,000万円		
	200型	100万	300万	20,000万円	120,000万円	2,000万円		
	200A型	100万	300万	20,000万円	200,000万円	2,000万円		
	200B型	100万	300万	20,000万円	400,000万円	4,000万円		
	300型	100万	300万	30,000万円	180,000万円	3,000万円		
	300A型	100万	300万	30,000万円	300,000万円	3,000万円		
	300B型	100万	300万	30,000万円	600,000万円	6,000万円		

保険金額の型		保険料							
		1ベッドにつき							
		一般病床					療養病床	精神病床	結核 その他病床
医師特約	医療施設特約	99床以下	100-199床	200-299床	300-499床	500床以上			
1型	10型	1,830円	2,410円	3,060円	3,060円	3,060円	1,650円	334円	116円
	30型	1,950円	2,530円	3,180円	3,180円	3,180円	1,770円	514円	156円
	50型	2,010円	2,590円	3,240円	3,240円	3,240円	1,830円	594円	176円
	70型	2,050円	2,630円	3,280円	3,280円	3,280円	1,870円	664円	186円
	100型	2,100円	2,680円	3,330円	3,330円	3,330円	1,920円	734円	206円
	100A型	2,210円	2,790円	3,440円	3,440円	3,440円	2,030円	894円	236円
	100B型	2,280円	2,860円	3,510円	3,510円	3,510円	2,100円	984円	256円
	150型	2,160円	2,740円	3,390円	3,390円	3,390円	1,980円	834円	221円
	150A型	2,240円	2,820円	3,470円	3,470円	3,470円	2,060円	984円	256円
	150B型	2,310円	2,890円	3,540円	3,540円	3,540円	2,130円	1,084円	276円
	200型	2,170円	2,750円	3,400円	3,400円	3,400円	1,990円	934円	246円
	200A型	2,260円	2,840円	3,490円	3,490円	3,490円	2,080円	1,084円	276円
	200B型	2,340円	2,920円	3,570円	3,570円	3,570円	2,160円	1,184円	301円
	300型	2,240円	2,820円	3,470円	3,470円	3,470円	2,060円	1,134円	286円
	300A型	2,310円	2,890円	3,540円	3,540円	3,540円	2,130円	1,274円	316円
	300B型	2,410円	2,990円	3,640円	3,640円	3,640円	2,230円	1,384円	346円

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

4 病院契約

保険期間1年・一括払

保険金額の型		保険金額						
医師特約	医療施設特約	医療上の事故		建物・設備の使用管理上の事故			人格権侵害事故	
		対人		対人		対物		
		1事故	期間中	1名	1事故	1事故	1名	1事故 期間中
10型	10型	1,000万円	3,000万円	1,000万円	6,000万円	100万円	1,000万円	1億円
30型	30型	3,000万円	9,000万円	3,000万円	18,000万円	300万円		
50型	50型	5,000万円	15,000万円	5,000万円	30,000万円	500万円		
70型	70型	7,000万円	21,000万円	7,000万円	42,000万円	700万円		
100型	100型	10,000万円	30,000万円	10,000万円	60,000万円	1,000万円		
100型	100A型	10,000万円	30,000万円	10,000万円	100,000万円	1,000万円		
100型	100B型	10,000万円	30,000万円	10,000万円	200,000万円	2,000万円		
150型	150型	15,000万円	45,000万円	15,000万円	90,000万円	1,500万円		
150型	150A型	15,000万円	45,000万円	15,000万円	150,000万円	1,500万円		
150型	150B型	15,000万円	45,000万円	15,000万円	300,000万円	3,000万円		
200型	200型	20,000万円	60,000万円	20,000万円	120,000万円	2,000万円		
200型	200A型	20,000万円	60,000万円	20,000万円	200,000万円	2,000万円		
200型	200B型	20,000万円	60,000万円	20,000万円	400,000万円	4,000万円		
300型	300型	30,000万円	90,000万円	30,000万円	180,000万円	3,000万円		
300型	300A型	30,000万円	90,000万円	30,000万円	300,000万円	3,000万円		
300型	300B型	30,000万円	90,000万円	30,000万円	600,000万円	6,000万円		

保険金額の型		保険料							
医師特約	医療施設特約	1ベッドにつき							
		一般病床					療養病床	精神病床	結核 その他病床
		99床以下	100-199床	200-299床	300-499床	500床以上			
10型	10型	7,720円	9,960円	10,080円	10,450円	10,840円	6,450円	454円	281円
30型	30型	12,200円	15,170円	18,210円	18,880円	19,580円	9,820円	759円	492円
50型	50型	13,500円	16,770円	22,250円	23,080円	23,940円	10,870円	901円	597円
70型	70型	14,460円	17,960円	24,230円	25,130円	26,060円	11,650円	1,001円	648円
100型	100型	15,890円	19,460円	26,340円	27,320円	28,350円	12,810円	1,110円	721円
100型	100A型	16,000円	19,570円	26,450円	27,430円	28,460円	12,920円	1,270円	751円
100型	100B型	16,070円	19,640円	26,520円	27,500円	28,530円	12,990円	1,360円	771円
150型	150型	18,017円	22,059円	29,865円	30,973円	32,150円	14,550円	1,266円	812円
150型	150A型	18,097円	22,139円	29,945円	31,053円	32,230円	14,630円	1,416円	847円
150型	150B型	18,167円	22,209円	30,015円	31,123円	32,300円	14,700円	1,516円	867円
200型	200型	20,094円	24,614円	33,341円	34,562円	35,889円	16,570円	1,432円	928円
200型	200A型	20,184円	24,704円	33,431円	34,652円	35,979円	16,660円	1,582円	958円
200型	200B型	20,264円	24,784円	33,511円	34,732円	36,059円	16,740円	1,682円	983円
300型	300型	23,848円	29,225円	39,589円	41,043円	42,620円	19,658円	1,737円	1,105円
300型	300A型	23,918円	29,295円	39,659円	41,113円	42,690円	19,728円	1,877円	1,135円
300型	300B型	24,018円	29,395円	39,759円	41,213円	42,790円	19,828円	1,987円	1,165円

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

保険料表（勤務医包括）

保険期間1年・一括払

保険金額の型	保険金額		保険料				
	医療上の事故						
	対人		1施設につき		1ベッドにつき		
	1事故	期間中	一般診療所	歯科診療所	一般・療養病床	精神病床	結核・その他病床
1型	100万円	300万円	2,342円	1,269円	476円	118円	165円
10型	1,000万円	3,000万円	10,824円	1,922円	2,201円	543円	761円
30型	3,000万円	9,000万円	19,615円	2,239円	3,988円	983円	1,379円
50型	5,000万円	15,000万円	23,990円	2,500円	4,877円	1,202円	1,686円
70型	7,000万円	21,000万円	26,118円	2,762円	5,310円	1,308円	1,835円
100型	10,000万円	30,000万円	28,821円	3,154円	5,859円	1,444円	2,025円
150型	15,000万円	45,000万円	33,651円	3,807円	6,841円	1,686円	2,365円
200型	20,000万円	60,000万円	38,481円	4,460円	7,823円	1,927円	2,704円
300型	30,000万円	90,000万円	48,141円	5,766円	8,984円	2,213円	3,106円

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

◆病院契約の保険料の算出方法

病院契約の保険料は以下の式により算出します。
優良割引適用となる病院や、割増保険料の適用となる病院については別途ご案内します。

病床区分別の病床数 × １ベッド保険料 ＝ 年間保険料

《適用する病床数について》

・病院契約におけるベッド数は、医療法施行規則第1条にいう都道府県知事の許可病床数のことをいいます。
・誤った病床数にてご契約された場合には、契約が解除されるか、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご契約時に必ずご確認願います。

保険料表（勤務医契約）

保険期間1年・一括払

契約型	保険金額			
	医療上の事故			
	対人		一般医師 1名につき	歯科医師 1名につき
	１事故	期間中		
1型	100万円	300万円	5,000円	2,720円
10型	1,000万円	3,000万円	17,750円	4,120円
30型	3,000万円	9,000万円	29,750円	4,800円
50型	5,000万円	15,000万円	35,880円	5,360円
70型	7,000万円	21,000万円	41,180円	5,920円
100型	10,000万円	30,000万円	50,830円	6,760円
150型	15,000万円	45,000万円	57,640円	8,160円
200型	20,000万円	60,000万円	64,460円	9,560円
300型	30,000万円	90,000万円	78,000円	12,360円

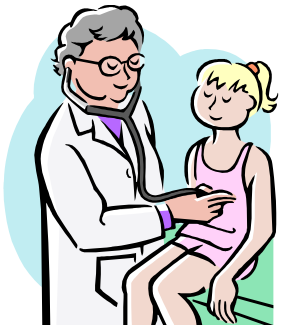

※勤務医の方がご加入になる場合には医師特約のみの加入となります。
※日医A②会員の方は1型のみの加入となります。

その他のご注意点

2010年4月1日以降発生の事故（※）から、次の1．から4．までのいずれかの方法で賠償責任保険（特約）の賠償責任保険金をお支払いします。

1．被保険者（保険の補償を受けられる方）が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
2．被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
3．相手の方が先取特権（他の債権者に優先して支払を受ける権利）を行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
4．被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。

＊ 保険法により3．の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。

（※）事故とは、医療事故の場合、損害賠償請求がなされた日をいい、医療事故以外の場合には、身体障害または財物損壊が発生した日をいいます。

医師特約追加オプション　※勤務医契約用

医療付随業務担保追加条項

医師個人を被保険者とする保険契約（注）において、医療行為以外の業務に付随する損害をお支払いする保険です（注） 勤務医契約をいいます。

1．保険金をお支払いする場合

以下に掲げる損害について保険金をお支払いします。

（1）付随業務担保条項

○被保険者が日本国内において業務を遂行することにより、保険期間中に生じた第三者の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害

○被保険者が日本国内において業務を行うにあたり、受託物（身の回り品等の財物）が滅失、損傷もしくは汚損したこと、または盗取もしくは詐取されたことに起因して、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害

（2）人格権侵害担保条項

○被保険者の業務の遂行に起因して、保険期間中に被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行った不当行為（注）により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害

（注）不当行為

・不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損

・口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害

2．保険金をお支払いできない主な場合

（1）共通

① 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行った医療によるその医療の対象者の身体障害に起因する賠償責任

② 被保険者が嘱託医として行った行為に起因する賠償責任

など

（2）付随業務担保条項

① 被保険者の使用人または被保険者の医療の補助者が所有し、または私用に供する財物が損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任

② 受託物の自然の消耗、かし、受託物本来の性質またはねずみ食い、虫食い等に起因する賠償責任

など

（3）人格権侵害担保条項

① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為に起因する賠償責任

② 被保険者によって、もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任

など

担保条項	対象となる損害	お支払限度額	自己負担額	縮小てん補割合
付随業務担保条項	受託物以外の損害	1事故・期間中限度額　1億円	なし	なし
	受託物に対する損害	1事故 50万円	なし	なし
人格権侵害担保条項	人格権の侵害に起因する損害	1被害者につき1,000万円 一連の損害賠償請求について、かつ保険期間を通じて1億円	なし	なし

保険期間1年・一括払

追加保険料
1,000円／名

借家人賠償責任担保追加条項

医療機関の開設者が借用する医療施設を、火災・破裂・爆発・漏水等によって損壊させてしまった場合の、ビルオーナー（貸主）に対する賠償責任を補償します。

1. 保険金をお支払いする場合

開設者が借用する建物の戸室（医療施設）につき、火災・破裂・爆発・漏水等によって損壊させてしまった場合の、ビルオーナー（貸主）に対する賠償責任（自己負担額を控除した額）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内で補償します。

2. ご加入いただける方

医療施設（一般医院・診療所、歯科診療所）の開設者

※病院、介護老人保健施設、介護医療院は加入できません。

3. 被保険者

・医療施設（一般医院・診療所、歯科診療所）の開設者

・開設者の使用人、その他開設者の業務の補助者で保険証券記載の医療施設の業務に従事する方

4. お支払いする保険金

・法律上の損害賠償金

・争訟費用等（損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など）

5. 保険金をお支払いできない主な場合

①被保険者の心神喪失に起因する賠償責任

②借用戸室の改築、増築、取り壊し等の工事に起因する賠償責任

③屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、雪等に起因する賠償責任

④被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する賠償責任　など

保険期間1年・一括払

型	Ｂ１型	Ｂ２型	Ｂ３型
保険金額（自己負担額　1,000円）	1,000万円	3,000万円	5,000万円
診療所契約保険料（１診療所あたり）	4,500円	6,800円	10,800円

傷害見舞費用担保追加条項

医療施設において、医療施設利用者（入院患者を除きます。）が急激かつ偶然な外来の事故により身体傷害を被った場合の見舞金を賠償責任の有無に関係なくお支払いします。

1. 保険金をお支払いする場合

医療施設において、医療施設の利用者が急激かつ偶然な外来の事故（※1）により身体に傷害（※2）を被った場合に、被保険者である開設者が慣習として支出した所定の見舞金費用を補償します。

※1 法律上の賠償責任の発生の有無にかかわらず、保険金をお支払いします。ただし、法律上の賠償責任が発生する場合は医療施設特約の保険金としてお支払いします。

※2「傷害」には以下の①②の中毒症状および障害を含みます。ただし細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は対象とはなりません。

①偶然かつ一時的に外部から有毒ガスまたは有毒物質を吸入、摂取したときに急激に生じる中毒症状をいいます。

②医療施設内に設置された医療用放射線照射装置に起因する事故により、医療用放射線の被曝によって被った障害をいいます。ただし、放射線測定機器により被曝の事実が判明したときから起算して14日以内に医師（被傷者が医師である場合には、その被傷者以外の医師をいいます。）の診断を受けた結果、被曝による障害と認定された場合にかぎります。

（注）利用者の範囲

医療施設の利用を目的として医療施設に入場している方をいい、以下の方は含みません。

・被保険者（法人の場合は理事、取締役等）およびその者と同居または生計を共にする親族
・医療施設の業務に従事中の者
・医療施設の保守、保安、点検等の業務または新築、改築、増築等の工事に従事中の者
・医療施設に入院中の者

2. 被保険者

医療施設（一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院）の開設者

3. 保険金をお支払いできない主な場合

①契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
②地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、武装反乱など
③被傷者（利用者）の故意または重大な過失
④被傷者（利用者）の自殺、犯罪行為または闘争行為
⑤被傷者（利用者）が法令に定められた運転資格を持たないで、自動車もしくは原動機付自転車を運転している間、酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間、覚醒剤、シンナー等によって正常な運転ができない状態で運転している間に起こした事故
⑥被傷者（利用者）の脳疾患、疾病または心神喪失
⑦被傷者（利用者）の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置　など

型	Ｃ１型	保険金額
死亡・後遺障害見舞費用保険金（１名につき）		５０万円
入院見舞費用保険金（１名につき）	入院期間が３１日以上	１０万円
	入院期間が１５日以上３０日以内のとき	５万円
	入院期間が８日以上１４日以内のとき	３万円
	入院期間が７日以内のとき	２万円
通院見舞費用保険金（１名につき）	通院日数が３１日以上	５万円
	通院日数が１５日以上３０日以内のとき	３万円
	通院日数が８日以上１４日以内のとき	２万円
	通院日数が７日以内のとき	１万円

保険期間1年・一括払

Ｃ１型	診療所（１診療所あたり）	歯科診療所（１診療所あたり）	病院（１ベッドあたり）
保険料	2,155円	1,034円	567円

※介護老人保健施設および介護医療院の定員数は「病院」のベッド数とみなします。

傷害担保追加条項
（同時セット：特定感染症危険担保追加条項）

開設者、開設者の使用人その他開設者の補助者で医療施設の業務に従事する者が、業務中に急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体傷害、中毒症状（細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を除きます。）、感染症に対し、所定の保険金をお支払いします。

1. 保険金をお支払いする場合

〇急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害（※）を被った場合に、保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金）をお支払いします。

（※）「傷害」には以下の①②の中毒症状および障害を含みます。ただし細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は対象とはなりません。

①偶然かつ一時的に外部から有毒ガスまたは有毒物質を吸入、摂取したときに急激に生じる中毒症状をいいます。

②医療施設内に設置された医療用放射線照射装置に起因する事故により、医療用放射線の被曝によって被った障害をいいます。ただし、放射線測定機器により被曝の事実が判明したときから起算して14日以内に医師（被傷者が医師である場合には、その被傷者以外の医師をいいます。）の診断を受けた結果、被曝による障害と認定された場合にかぎります。

〇感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症）を発病した場合（※）

（※） 鳥インフルエンザ（H5N1型およびH7N9型）は含まれますが、鳥インフルエンザ（H5N1型およびH7N9型以外の型）、新型インフルエンザ、再興型インフルエンザおよび前述以外のインフルエンザは含みません。

2. 被保険者

①開設者

②開設者の使用人、その他開設者の業務の補助者で保険証券記載の医療施設の業務に従事するもの

3. お支払いする保険金の種類

（死亡保険金）

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、死亡・後遺障害のご契約金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金の支払いがある場合はその金額を差し引いてお支払いします。

（後遺障害保険金）

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害のご契約金額の4%～100%をお支払いします。

（入院保険金日額）

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、事故の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。

（手術保険金）

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガのため所定の手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率（5倍・10倍）を乗じた金額をお支払いします。ただし、1事故にもとづく傷害について、1回の手術にかぎります。

（通院保険金日額）

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ通院された場合、事故の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として1日につき通院保険金日額をお支払いします。

※前記ケガの事故に加え、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）、細菌性赤痢等の特定感染症を発病された場合、後遺障害保険金、入院保険金（発病日からその日を含めて180日間限度）、通院保険金（発病日からその日を含めて180日以内の90日限度）をお支払いします。また、発病日からその日を含めて180日以内に死亡した場合には300万円を限度に葬祭費用の実費をお支払いします。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

①契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
②地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、武装反乱など
③被保険者の自殺、犯罪行為または闘争行為
④被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、自動車もしくは原動機付自転車を運転している間、酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間、覚醒剤、シンナー等によって正常な運転ができない状態で運転している間に起こした事故
⑤被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
⑥被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
⑦被保険者に対する刑の執行
⑧保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した感染症
⑨（原因のいかんを問わず）被保険者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合で、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のない場合

など

型	保　険　金　額			
Ｄ１型	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	特定感染症葬祭費用
	1,000万円	5,000円	2,500円	300万円
Ｄ２型	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	特定感染症葬祭費用
	2,000万円	7,000円	3,500円	300万円
Ｄ３型	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	特定感染症葬祭費用
	3,000万円	10,000円	5,000円	300万円

保険期間1年・一括払

型		Ｄ１型	Ｄ２型	Ｄ３型
診療所契約（１診療所あたり）	一般診療所（無床・有床）	139,980円	230,560円	336,720円
	歯科診療所	88,630円	147,010円	214,920円
病院契約（１ベッドあたり）	一般病床・療養病床	17,620円	28,790円	41,990円
	精神病床	10,300円	16,980円	24,790円
	結核その他病床	8,650円	14,330円	20,950円

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

ご注意点

被保険者がご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、解除の条件やお手続方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

情報メディア担保追加条項

医療施設内の情報メディアが、偶然な事故により損害を被った際に、その修繕費用や再取得費用などが補償される保険です。

1. 保険金をお支払いする場合

以下に掲げる損害について保険金をお支払いします。

〇偶然な事故により情報メディアに生じた損害

〇不正アクセス、情報機器・記録媒体およびネットワーク構成機器・設備の機能障害・物的損壊または盗難、誤操作、第三者による故意、悪意または妨害行為、静電気または電磁気、過電圧、電圧低下または電力の供給停止、洪水・台風・高潮・落雷など自然現象に起因して情報（プログラム、ソフトウェアおよびデータ）のみに損害が発生し、損害が生じた情報の修復もしくは復旧、同種同等の情報の再作成もしくは再取得する場合

2. 被保険者

医療施設（一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院）の開設者

3. 保険の目的

被保険者が業務に使用するために医療施設内において所有する情報メディア

※情報メディアとは、以下のものをいいます。

①情報機器で直接処理を行える磁気テープ、磁気ディスク、磁気ドラム等の記録媒体

②①で規定された記録媒体に記録されている情報

4. 保険金をお支払いできない主な場合

①契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失

②被保険者もしくは被保険者の使用人または被保険者と同じ世帯に属する親族の故意

③差し押さえ、没収等公権力の行使

④自然の消耗、さび・かび・変質その他類似の事由

⑤保険の目的の欠陥

⑥地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、武装反乱など

⑦空気の乾燥、湿度・温度変化

⑧置忘れ、紛失、不注意による廃棄

⑨未完成・未発表のプログラム、ソフトウェアの使用

⑩コンピューターウイルス

⑪いわゆる「2000年問題」に起因するもの

など

保険期間1年・一括払

型	Ｅ１型	Ｅ２型	Ｅ３型
保険金額（自己負担額２万円）	100万円	300万円	500万円
診療所契約・病院契約保険料（１診療所/１病院あたり）	5,480円	16,440円	27,400円

併売商品

医師賠償責任保険とセットで加入をおすすめしている併売商品についてご案内します。

看護職賠償責任保険（包括契約）

看護職（看護師・准看護師・保健師・助産師）の方の業務の遂行に起因して、患者の身体に障害を発生させたなどの場合に、看護職の方個人が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

1. 保険の概要

＜第1章　看護業務担保条項＞

看護職（看護師・准看護師・保健師・助産師）の方の業務（保健師助産師看護師法に定められた業務および介護業務）に起因して、他人の身体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内で補償します。

※1. 保険金のお支払い対象となる事故が発生した場合、その看護職は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその看護職個人の帰責割合（本来負担すべき責任の割合をいいます。）に応じた金額のみをお支払いすることとなります。

※2. 保険期間中に損害賠償請求を提起された場合のみ保険の対象となります。

※3. ご加入された医療施設の業務を遂行することによって起こった事故のみ保険の対象となります。

＜第2章　刑事弁護士費用担保条項＞（2024年2月1日以降保険始期契約より）

被保険者の看護業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※次の費用はお支払いの対象外になります。

①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用

②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用　など

2. ご加入いただける方

医療施設（一般医院・診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院）の開設者

※歯科診療所は、加入できません。

3. 被保険者

その医療施設に勤務するすべての看護職の方（過去に勤務していた方を含みます。）

※包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。

この契約方式の場合「看護職の方全員」が補償対象者となり、以下のようなメリットがあります。

①加入看護職の方の署名・捺印等が不要です。

②ご契約内容の変更手続（看護職の方の中途加入、中途脱退等の手続）が不要です。

③契約もれ・更改もれの心配が不要です。

④過去に退職された看護職の方も対象となります。

4. お支払いする保険金

＜第1章　看護業務担保条項＞

① 法律上の損害賠償金（示談・和解による場合でも対象となります。）

・被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償　など

② 争訟費用等

・弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用など（損保ジャパンの事前の承認が必要です。）

＜第2章　刑事弁護士費用担保条項＞

刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用

5. 保険金をお支払いできない主な場合

＜第1章　看護業務担保条項＞

〇次の事由に起因する損害

①保険契約者・被保険者の故意

②保健師助産師看護師法に違反して行った業務

③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

④地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象

⑤特別な約定により加重された責任

⑥海外での医療行為

⑦初年度契約締結前に知っていた（不注意により知らなかった場合を含みます。）身体障害により保険期間開始後に提起を受けた損害賠償請求　など

※初年度契約とは、2004年4月1日以降最初にご契約される看護職賠償責任保険包括契約をいいます。

＜第2章　刑事弁護士費用担保条項＞

〇次の事由に起因する損害

①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象

〇次に掲げる刑事事件に起因する損害

①保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件

②被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件

③被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件

④被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件

⑤美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件

⑥所定の免許を有しない者が行った看護業務に起因する刑事事件　など

6. ご契約にあたってのご注意

①ご勤務される看護職の方を一括して契約するため、一部の看護職の方のみを対象とする契約はできません。

②保険金額等「保険条件」はすべての看護職の方とも同一条件となります。

③事故発生時にはその看護職が貴病院（診療所）に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

保険期間1年・一括払

契約の型コード			K１型	K２型	K３型	K４型	K５型	K６型	K７型	K８型
保険金額		1事故	100万円	500万円	1,000万円	3,000万円	5,000万円	7,000万円	10,000万円	20,000万円
		期間中	300万円	1,500万円	3,000万円	9,000万円	15,000万円	21,000万円	30,000万円	60,000万円
保険料	一般診療所（1診療所あたり）		1,420円	3,440円	4,860円	7,400円	8,170円	8,740円	9,610円	10,550円
	病院契約（1ベッドあたり）	一般・療養病床	234円	567円	802円	1,220円	1,347円	1,442円	1,584円	1,740円
		精神病床	2円	4円	5円	8円	9円	10円	11円	12円
		結核その他病床	2円	6円	8円	13円	14円	15円	16円	18円

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

※刑事弁護士費用担保条項の保険金額は、1事故・保険期間中500万円となります。
ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。

医療従事者賠償責任保険（包括契約）

医療従事者（※）の方の下欄記載の法律に規定する業務の遂行に起因して、患者の身体に障害を発生させたなどの場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。
（※）診療放射線技師（診療エックス線技師）・理学療法士・臨床工学技士・衛生検査技師・作業療法士・言語聴覚士・臨床検査技師・視能訓練士・義肢装具士・管理栄養士・歯科衛生士・歯科技工士・精神保健福祉士・薬剤師・介護福祉士・社会福祉士・救急救命士をいいます。

1. 保険の概要

＜第1章　医療業務担保条項＞

医療従事者（診療放射線技師（診療エックス線技師）・理学療法士・臨床工学技士・衛生検査技師・作業療法士・言語聴覚士・臨床検査技師・視能訓練士・義肢装具士・管理栄養士・歯科衛生士・歯科技工士・精神保健福祉士・薬剤師・介護福祉士・社会福祉士・救急救命士 ）の方の下記法律に規定する業務に起因して、他人の身体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内で補償します。

①診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）
②臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）
③理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）
④視能訓練士法（昭和46年法律第64号）
⑤言語聴覚士法（平成9年法律第132号）
⑥臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）
⑦義肢装具士法（昭和62年法律第61号）
⑧栄養士法（昭和22年法律第245号）
⑨歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）
⑩歯科技工士法（昭和30年法律第168号）
⑪精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）
⑫薬剤師法（昭和35年法律第146号）
⑬社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）
⑭救急救命士法（平成3年法律第36号）

※1. 保険金のお支払い対象となる事故が発生した場合、その医療従事者は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその医療従事者個人の帰責割合（本来負担すべき責任の割合をいいます。）に応じた金額のみをお支払いすることとなります。
※2. 保険期間中に損害賠償請求を提起された場合のみ保険の対象となります。
※3. ご加入された医療施設の業務を遂行することによって起こった事故のみ保険の対象となります。

＜第2章　刑事弁護士費用担保条項＞（2024年2月1日以降保険始期契約より）

被保険者の医療業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
※次の費用はお支払いの対象外になります。
①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用
②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用　など

2. ご加入いただける方

医療施設（一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院）の開設者

3. 被保険者

保険証券記載の医療施設に勤務するすべての医療従事者の方（過去に勤務していた方を含みます。）
※包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。
この契約方式の場合「医療従事者の方全員」が補償対象者となるため以下のようなメリットがあります。
①加入医療従事者の方の署名・捺印等が不要です。
②契約もれ・更改もれの心配が不要です。
③過去に退職された医療従事者の方も対象となります。

4. お支払いする保険金

＜第1章　医療業務担保条項＞

① 法律上の損害賠償金（示談・和解による場合でも対象となります。）
・被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償　など

② 争訟費用等
・弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用など（損保ジャパンの事前の承認が必要です。）

＜第2章　刑事弁護士費用担保条項＞

刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用

5. 保険金をお支払いできない主な場合

＜第1章　医療業務担保条項＞

〇次の事由に起因する損害

①保険契約者・被保険者の故意
②前記法律に違反して行った業務
③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
④地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象
⑤特別な約定により加重された責任
⑥海外での医療行為
⑦初年度契約締結前に知っていた（不注意により知らなかった場合を含みます。）身体障害により保険期間開始後に提起を受けた損害賠償請求　など

※初年度契約とは、2004年4月1日以降最初にご契約される医療従事者賠償責任保険契約を いいます。

＜第2章　刑事弁護士費用担保条項＞

〇次の事由に起因する損害

①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象

〇次に掲げる刑事事件に起因する損害

①保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件
②被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件
③被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件
④被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件
⑤美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件
⑥所定の免許を有しない者が行った医療業務に起因する刑事事件　など

6. ご加入にあたってのご注意

①ご勤務される医療従事者の方を一括して契約するため、一部の医療従事者の方のみを対象とする契約はできません。
②保険金額等「保険条件」はすべての医療従事者の方とも同一条件となります。
③事故発生時にはその医療従事者が貴病院（診療所）に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

保険期間1年・一括払

契約の型コード			Ｊ１型	Ｊ２型	Ｊ３型	Ｊ４型	Ｊ５型	Ｊ６型	Ｊ７型	Ｊ８型
保険金額		1事故	100万円	500万円	1,000万円	3,000万円	5,000万円	7,000万円	10,000万円	20,000万円
		期間中	300万円	1,500万円	3,000万円	9,000万円	15,000万円	21,000万円	30,000万円	60,000万円
保険料	一般診療所（1診療所あたり）		77円	188円	264円	403円	447円	478円	524円	700円
	歯科診療所（1診療所あたり）		358円	879円	1,237円	1,889円	2,100円	2,247円	2,459円	3,287円
	病院契約（1ベッドあたり）	一般・療養病床	46円	111円	156円	238円	263円	282円	309円	424円
		精神病床	5円	12円	16円	25円	28円	30円	33円	46円
		結核その他病床	7円	18円	25円	38円	42円	45円	49円	69円

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。
※刑事弁護士費用担保条項の保険金額は、1事故・保険期間中500万円となります。
ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。

医療機関受託者賠償責任保険

患者さんから預かった身の回り品などを保管している間に、不注意による財物の損壊などによって返還できなくなり、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

1. 医療機関受託者賠償責任保険の概要

病院・診療所等の医療機関が患者から預かった受託物（身の回りのもの）を医療施設内で保管している間、または、保管の目的で施設外で管理している間に、火災、盗難、漏水、取扱い上の不注意等により、患者に返還できなくなった場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（自己負担額を控除した額）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内で補償します。

2. ご加入いただける方

医療施設（一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院）の開設者

3. お支払いする保険金

① 法律上の損害賠償金
- 受託物の修理費
- 再調達費用（同等の物を新たに購入するために必要な費用）

※ 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

②争訟費用等（損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など）

4. 保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合、保険金のお支払いの対象となりません。

①被保険者の故意による損害
②暴動、地震、洪水等の異常災害による損害
③被保険者、同居の親族、使用人が行いまたは加担した盗難・詐欺による損害
④現金、貴重品、美術品、有価証券、稿本、宝石、骨董品、設計書などの損害
⑤受託物の自然の消耗が原因で生じた損害（虫食い、ねずみ食いなどの損害を含みます。）
⑥屋根、とい、扉、窓もしくは通風筒から入った雨・雪等による損害
⑦受託物を返還してから30日以上経過してから発見された損害
⑧紛失
⑨受託物を修理・加工したことにより生じた損害　　など

保険期間1年・一括払

型	診療所（一般・歯科）	病院（病床数により保険金額が異なります。）				
	X1型	X2型	X3型	X4型	X5型	X6型
病床数	－	99床以下	100～199床	200～299床	300～499床	500床以上
保険金額（自己負担額5,000円）	50万円	100万円	100万円	200万円	200万円	300万円
保険料	5,770円	11,500円	16,400円	45,200円	47,000円	73,200円

※介護老人保健施設および介護医療院の定員数は「病院」の病床数とみなします。

ご注意	医療機関受託者賠償責任保険の保険料は、10円単位となりますので、保険料計算式にて算出された最終保険料は、1円単位を四捨五入してください。

医療廃棄物排出者責任保険

医療機関が排出した廃棄物が不法投棄され、所定の法律に基づく措置命令・除去費用の求償を受けた場合に、廃棄物の撤去や汚染土壌の浄化にかかる費用など、法律上の賠償責任をお支払いする保険です。

1. 保険の概要

○医療機関が排出した廃棄物が不法投棄され、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）、国内バーゼル法（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律）に基づく措置命令（回収命令）(注1)・除去費用の求償（注2）を受けた場合に廃棄物の除去や汚染土壌の浄化にかかる費用（自己負担額を控除した額に損害てん補割合を乗じて得た額）などを保険金額（お支払いする保険金の限度額）を限度に補償します。

○国内に不法投棄された場合で、次の要件をすべて満たした場合は、措置命令・除去費用の求償が出されなくても、措置命令・除去費用の求償を受けたものとみなして、医療機関の排出者責任の範囲内で保険金額（お支払いする保険金の限度額）を限度にお支払いします。（自己負担額を控除した額に損害てん補割合を乗じて得た額）

①行政からの照会を受けるなど被保険者の廃棄物が不法投棄されたことが客観的に明らかであること。
②投棄廃棄物の全数量および被保険者から排出された投棄廃棄物の数量が明らかであること。
③投棄された場所の投棄廃棄物の全数量が同時に除去されることが明確であること。

（注1）措置命令とは廃棄物処理法に基づき、不法投棄者または排出者に対し都道府県知事が出す原状回復命令をいいます。
（注2）除去費用の求償とは、緊急を要する場合などで都道府県自らが除去したうえでその費用の負担を排出者等に命じることをいいます。

2. 補償地域（保険の対象となる地域）

日本国内とします。
ただし、海外に不法投棄され日本国政府より措置命令を受けた場合は、投棄された国を問いません。

3. 被保険者

医療施設（一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院）の開設者

4. お支払いする保険金

①廃棄物処理法・国内バーゼル法による措置命令・除去費用求償に基づく廃棄物除去費用および土壌浄化費用
②投棄廃棄物に起因した健康被害に対する医療費・逸失利益・慰謝料、または漁業権補償
③訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など（損保ジャパンの事前の承認が必要です。）

※上記①②については、複数の排出者が排出した廃棄物が1か所に不法投棄された場合、被保険者が排出した廃棄物の占める割合等、相当の範囲内の損害が対象となります。

5. 保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合、保険金のお支払いの対象となりません。

①被保険者が不法投棄した、または不法投棄されることを認識しながら処理を委託した廃棄物に起因する事故。

②被保険者が保険期間中に廃棄物処理を無許可業者に委託していた場合

③被保険者が保険期間中にマニフェストを交付しない、または虚偽記載している場合

④被保険者の所有、使用または管理する施設に不法投棄された場合

⑤不動産価格の下落

⑥廃棄物処理業者の身体障害・財物損壊

⑦被保険者が所有、使用または管理する施設に起因する賠償責任　　など

保険期間1年・一括払

型		Ｙ１型	Ｙ２型	Ｙ３型
保険金額：１事故・期間中 （自己負担額　なし）		5,000万円	１億円	３億円
損害てん補割合		90%	90%	90%
診療所 （１診療所あたり）	無床診療所	9,150円	10,030円	11,430円
	有床診療所	12,540円	13,740円	15,660円
歯科診療所（1診療所あたり）		5,670円	6,220円	7,090円
病院 （１ベッドあたり）	一般・療養・結核病床	1,130円	1,240円	1,410円
	精神病床	300円	330円	380円

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

ご注意	医療廃棄物排出者責任保険の保険料は、10円単位となりますので、保険料計算式にて算出された最終保険料は、1円単位を四捨五入してください。

雇用慣行賠償責任保険

医療施設の開設者等が行った雇用差別、不当解雇、セクシャルハラスメントに起因した損害賠償請求に対し、開設者等が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を補償する保険です。

1. 保険の概要

被保険者が行った雇用差別、不当解雇、セクシャルハラスメントに起因した損害賠償請求（※）に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を補償します。
※被保険者の役員、従業員、就労希望者または医療の対象者（患者）よりなされた損害賠償請求にかぎります。
医療の対象者（患者）については、セクシャルハラスメントに起因する損害賠償請求のみ補償します。

2. ご加入いただける方

医療施設（一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院）の開設者

3. 被保険者

①医療施設（一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院）の開設者
②記名被保険者の役員、理事長
③記名被保険者の従業員（パートタイム労働者、アルバイト等を含みます。）

4. 補償地域（保険の対象となる地域）

日本国内のみ

5. お支払いする保険金

①法律上の損害賠償金
慰謝料、休業補償、法律上賠償すべき差額賃金　など
②争訟費用等（損保ジャパンの事前の承認が必要です。）
訴訟費用、弁護士報酬　など

6. 保険金をお支払いしない主な場合

①労働争議、労働交渉、社内内紛、事業縮小または倒産等に起因する損害賠償請求
②法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求
③被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求
④セクシャルハラスメントを行った当事者個人に対する損害賠償請求
⑤保険証券記載の遡及日※より前に行われた保険対象事由に起因する損害賠償請求
⑥保険証券記載の遡及日※より前に被保険者に対して提起されていた訴訟に起因する損害賠償請求
⑦保険契約の開始日において、損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合
⑧労働者災害補償保険法等により被保険者が負担する賠償責任
⑨民事または刑事上の罰金、懲罰的賠償金
⑩日本国外でなされた損害賠償請求
⑪契約上加重された賠償責任　など
※「保険証券記載の遡及日」とは、通常初年度契約の契約始期日となります。

用語の解説

①解　雇：解雇が実際に行われていること　※雇用期間満了・退職は対象外
②差　別：以下をみたすものをいいます。
・差別内容が明確になっていること　※「上司に気に入られていない」といった理由によるものは対象外
・差別による「雇用行為」が行われていること　※差別による「精神的苦痛」は対象外
・就労希望者の場合は、使用者（記名被保険者）の採用意思が明らかであること
③セクハラ：以下を満たすものをいいます。
・役員、従業員、医療の対象者（患者）に対して「セクハラ」行為が行われたこと
※取引先におけるセクハラ行為は対象外
・直接のセクハラ行為者以外の被保険者に対して賠償請求がなされていること
・就労希望者の場合は、使用者（記名被保険者）の採用意思が明らかであること

【保険金額】

契約型コード	Z1
保険金額（1事故・期間中）	1,000万円
損害てん補割合	90%
自己負担額	50万円

【保険料】

保険期間1年・一括払

保険料計算式		
診療所契約	一般医院、診療所（1診療所につき）	20,000円
	歯科診療所（1診療所につき）	14,000円
病院契約	一般・療養病床（99床以下）	2,424円×ベッド数
	一般・療養病床（100-199床以下）	2,016円×ベッド数+40,436円
	一般・療養病床（200-299床以下）	1,175円×ベッド数+207,615円
	一般・療養病床（300-499床以下）	739円×ベッド数+338,009円
	一般・療養病床（500床以上）	401円×ベッド数+507,040円
	精神病床	762円×ベッド数
	結核その他病床	591円×ベッド数

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

ご注意

雇用慣行賠償責任保険の保険料は、10円単位となりますので、保険料計算式にて算出された最終保険料は、1円単位を四捨五入してください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

医師賠償責任保険の概要

＜医師賠償責任保険の概要＞

医師賠償責任保険は、「医師特約条項」および「医療施設特約条項」の2つによって構成される保険契約です。この保険契約は病院もしくは診療所の開設の届出単位でのお引受けとなります。（なお、勤務医契約、予防接種契約、その他特殊な契約方式での保険契約を除きます。また、介護医療院については、転換元となる医療施設と同一敷地内に開設された場合にかぎり、その医療施設と同一契約でのお引受けとなります。）

①医師特約条項・・・日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、医療の対象者に身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生し、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合、被保険者（保険の補償を受けられる方）が負担する法律上の賠償責任を補償します。

◎賠償責任保険では、被保険者（保険の補償を受けられる方）に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金（自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。賠償責任保険（法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項）では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払いの対象となりません。

②医療施設特約条項・・・医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、医療以外の業務遂行に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体の障害や財物の損壊が発生したこと、または業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

＜主な追加条項およびその概要＞

主な追加条項およびその概要は以下のとおりです。また、保険条件によってセットできる追加条項が異なります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

①損害賠償請求期間延長担保追加条項・・・保険を継続しない場合や廃業により保険契約を解約する場合など保険期間終了前に行った医療に起因して保険期間終了後5年以内もしくは10年以内に損害賠償請求を提起された場合に補償する追加条項です。医師賠償責任保険は、保険期間中に医師の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いしますので、保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合など廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、保険金をお支払いできません。しかし、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまで相当の時間を要する場合が多く、廃業する場合などこの追加条項をセットされることをおすすめします。損害賠償請求期間延長担保追加条項をセットされる場合、追加保険料が必要となります。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。被保険者が死亡された場合、相続人からのご通知により相続人が被保険者とみなされます。ただし、死亡被保険者にかかわる損害賠償請求をうけた場合にかぎります。

②勤務医師包括担保追加条項・・・医療施設の勤務医師を包括的に被保険者とし、勤務医師の個人責任について補償します。ただし、この追加条項で保険金支払いの対象となるのは、保険証券に記載された医療施設の業務として行った医療のみとなります。

③刑事弁護士費用担保追加条項・・・医師賠償責任保険（医師特約および勤務医師包括担保追加条項）にて補償対象外となっていた「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。（起訴後の費用を含みます。）

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
医療上の事故	被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内において行った医療（職業上または職務上の相当な注意を怠ったもの）によって、医療の対象者の身体に障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生した場合において、被保険者に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合（注1）、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金（治療費、休業補償、慰謝料等）および費用（訴訟費用や弁護士報酬など(注2)）をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。 （注1）争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因・事由を知った場合において、保険金をお支払いします。 （注2）損保ジャパンの事前の承認が必要です。 〇ただし、初年度契約締結前に知っていた（不注意により知らなかった場合を含みます。）身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。（初年度契約とは2004年4月1日以降保険期間を開始する医師賠償責任保険契約で以降の継続契約を除きます。）	①被保険者の故意によって生じた賠償責任 ②海外での医療行為に起因する賠償責任 ③美容を唯一の目的とする医療に起因する賠償責任 ④医療の結果を保証することにより加重された賠償責任 ⑤名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ⑥所定の免許を有しない者が遂行した医療に起因する賠償責任 ⑦戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑧地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑨被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑩被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 など
建物等の使用管理上給食等による事故	被保険者が保険証券記載の医療施設（設備を含みます。）の所有、使用もしくは管理に起因する事故、業務遂行上の事故または被保険者の占有を離れた飲食物（給食等）、その他の財物による事故が発生した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金（治療費、休業補償、慰謝料等）および費用（訴訟費用や弁護士報酬など）をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は、損害賠償金の金額が自己負担額を超過する金額とし、保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。	①被保険者の故意によって生じた賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ②被保険者が行った医療によるその医療の対象者の身体の障害に起因する賠償責任 ③医療施設の新築、改築、修理その他の工事に起因する賠償責任 ④戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑥他人から賃借したり、預かっている財物についての賠償責任 ⑦自動車（原動機付自転車を含みます。）の所有・使用・管理に起因して生じた賠償責任 ⑧看護業務などの専門職業業務の遂行による賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは、記名被保険者以外の被保険者が被る損害にかぎります。 など

医師賠償責任保険の概要（続き）

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
刑事訴訟または訴訟費用に関する弁護士費用	被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ※次の費用はお支払いの対象外になります。 ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など	①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象 ③保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 ④被保険者の有罪の確定（注）がなされた刑事事件 ⑤被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ⑥被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件 ⑦美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 ⑧所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件 ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。　など （注）有罪の確定・・・第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいいます。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審またはその控訴審の判決を除きます。

ご注意

●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

●医師特約および医療施設特約については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎります。

●保険金額（お支払いする保険金の限度額）や自己負担額等を外貨建とされる場合、保険金の支払い時における外国為替相場により、本邦通貨に換算した保険金の額が、保険契約締結時における外国為替相場により、本邦通貨に換算した保険金の額を下回る場合がありますので、ご注意願います。

●保険料算出の基礎となる契約種類（リスク区分）欄、診療所有床・無床区分欄の有床・無床区分、病院の病床数・病床区分等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、保険契約申込書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

●保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

●この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。

●保険責任は保険期間の初日の午後4時（※）に始まり、末日の午後4時に終わります。
（※）保険契約申込書またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。

●保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一括払と、複数の回数に分けてお支払いいただく分割払があります。分割払で保険料をお支払いいただく場合は、所定の条件を満たす必要があります。払込方法についての詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険料は、初回保険料の口座振替に関する特約条項などの特定の特約条項をセットした場合を除いて、ご契約と同時にお支払いください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前に生じた事故による損害については保険金をお支払いできません。

●分割払の場合には、保険料の額、払込方法等により、保険料が割増となる場合があります。

●分割払の場合の第2回目以降の分割保険料は、所定の払込期日までにお支払いください。払込期日までに分割保険料のお支払いがない場合には、その払込期日後に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いすることができなかったり、保険契約が解除される場合があります。

●保険料をお支払いの際は、特定の特約条項をセットした場合を除き、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することにしております。

●医師特約では、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。）がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。

●この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ（ご契約申込みの撤回等）の対象となりません。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

●保険契約申込書の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●告知義務（ご契約締結時における注意事項）

（1）保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

＜告知事項＞

保険契約申込書、医師賠償責任保険見積依頼書兼告知書等の記載事項すべて

（2）保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
(注)医師賠償責任保険における告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、保険契約申込書の以下の項目をいいます。
①被保険者欄（追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。）
②契約種類（リスク区分）欄および診療所有床・無床区分欄の有床・無床区分
③契約種類（リスク区分）欄について、病院の病床数・病床区分
④過去の保険金支払状況　など

●通知義務（ご契約締結後における注意事項）

（1）保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ（※）取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■保険契約申込書等の記載事項の変更
＜例＞①病床数や病床種類を変更される場合
（病院を対象とするご契約の場合）
②保険金額等ご契約内容を変更される場合
③個人立の診療所または病院が、法人立（一人医師医療法人を含みます。）の診療所または病院に組織変更される場合
④法人立（一人医師医療法人を含みます。）の診療所または病院が個人立の診療所または病院に組織変更される場合
⑤病院または診療所が買収または売却され、経営母体が変更となる場合
⑥標榜科目を変更される場合　など
ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

※保険契約申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。
（ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。）

（2）以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。
■ご契約者の住所などを変更される場合

（3）ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

（4）重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

●個人情報の取扱いについて
損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）をご覧くださるか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

●損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間はその原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。（ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等(※)がある場合を除きます。）
（※）この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

●2010年4月1日以降発生の事故から、次の1．から4．までのいずれかの方法で賠償責任保険（特約）の賠償責任保険金をお支払いします。
1．被保険者（保険の補償を受けられる方）が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
2．被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
3．相手の方が先取特権（他の債権者に優先して支払を受ける権利）を行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
4．被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
＊ 保険法により3．の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。

●指定紛争解決機関
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
〔ﾅﾋﾞﾀﾞｲﾔﾙ〕 0570－022808 ＜通話料有料＞
おかけ間違いにご注意ください。
受付時間：平日の午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（https://www.sonpo.or.jp/）

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合（損害賠償請求がなされるおそれがある場合を含みます。）は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で損保ジャパンまたは取扱代理店に通知してください。
（1）事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
（2）上記（1）について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
（3）損害賠償の請求の内容
2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。
ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
7. 上記の1．～6．のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類（※）または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
（※）損保ジャパンが特に必要とする書類については、下記「事故時に必要となる書類」をご確認ください。

●被保険者（保険の補償を受けられる方）が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。その事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。※本保険では、保険会社が被保険者（保険の補償を受けられる方）に代わり示談交渉を行うことはできません。

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。
ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
①公的機関による捜査や調査結果の照会　②専門機関による鑑定結果の照会　③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
④日本国外での調査　⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
※上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

＜事故時に必要となる書類＞

NO	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票　など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、刑事弁護士費用に関する通知書　など
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書　など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票　など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書　など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手からの領収書、承諾書　など

（注1）事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●事故が起こった場合
事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
【窓口：事故サポートセンター】**0120－727－110**
＜受付時間＞　平日：午後5時～翌日午前9時　／　土日祝日：24時間（12月31日～1月3日を含みます。）
※上記以外受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

問い合わせ先

損保ジャパン　〒160-8338　東京都新宿区西新宿1-26-1

◆パソコン・スマートフォンから
＜公式ウェブサイト＞
https://www.sompo-japan.co.jp/

【受付時間】
◆平日：午前9時～午後8時　◆土日祝日：午前9時～午後5時
（12月31日～1月3日は休業）
0120－888－089
●おかけ間違いにご注意ください。

（注1）お問い合わせ内容に応じて取扱代理店・損保ジャパン営業店・保険金サービス課などへのご案内やお取次ぎをさせていただきます。
（注2）パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。

タカラエステート株式会社　東京事務所
107-0052 東京都港区赤坂7－1－19
TEL：03－3403－2437

●このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、「普通保険約款・特約条項・追加条項等」「重要事項等説明書」をご確認ください。
なおご不明な点は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

（SJ23-52061　2023年7月5日作成）